



笠 都 計 第 5 7 号

平成 3 0 年 8 月 1 0 日

笠間市議会

議長 海老澤 勝 様

笠間市長 山口 伸 様



笠間市立地適正化計画策定委員会における議会代表委員の
推薦について（依頼）

大暑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より行政運営につきまして、多大なるご支援とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、この度、立地適正化計画を策定するにあたりまして、笠間市立地適正化計画策定委員会を設置いたします。

つきましては、笠間市立地適正化計画策定委員会設置要綱第3条の規定に基づき、下記のとおり委員の推薦について依頼いたしますので、特段のご配慮をお願いいたします。

なお、別紙の推薦書にご記入の上、平成30年8月23日（木）までに、報告くださいますようお願いいたします。

記

- | | |
|--------|------------------------------|
| 1 推薦者 | 1人 |
| 2 任期 | 笠間市立地適正化計画策定委員会設置要綱第4条に定める期間 |
| 3 会議回数 | 年3回程度（1回の会議時間は、約2時間程度） |
| 4 協議内容 | 立地適正化計画の策定に関すること |
| 5 委員謝礼 | 1回につき4,500円 |

笠間市立地適正化計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 笠間市が笠間市立地適正化計画（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条に規定する立地適正化計画をいう。）を策定するに当たり、必要な事項について協議するため、笠間市立地適正化計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 立地適正化計画の策定に関すること。
- (2) その他立地適正化計画について必要があると認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 次に掲げる各種団体等の代表者
 - ア 笠間市都市計画審議会
 - イ 笠間市議会
 - ウ 笠間市教育委員会
 - エ 笠間市農業委員会
 - オ 笠間市環境審議会
 - カ 笠間市区長会
 - キ 笠間市商工会
 - ク 笠間市地域包括ケアシステムネットワーク代表者会議
 - ケ 笠間市社会福祉協議会
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する協議が終了するまでとする。

2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を任命することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2. 委員長は、市長が指名し、副委員長は、委員長が指名する。
3. 委員長は、会務を総理する。
4. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、最初に開催される会議は、市長が招集する。

2. 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
3. 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成30年8月10日から施行する。